



平成 25 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 佐藤商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 和夫
(コード番号 8065 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 田浦 義明
(TEL 03-5218-5312)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 24 日付でワヨー株式会社（以下、「原告」という。）より提起された訴訟につきまして、平成 25 年 2 月 8 日、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および判決言渡日

東京地方裁判所民事第 42 部
平成 25 年 2 月 8 日
(判決書を受け取った日 平成 25 年 2 月 12 日)

2. 訴訟を提起した者

(1) 商 号 ワヨー株式会社 (原告)
(2) 所 在 地 東京都台東区蔵前一丁目 8 番 2 号
(3) 代表者の氏名 代表取締役 和倉 洋

3. 訴訟の提起から判決に至った経緯

原告は、当社が認識していない取引について、取引があり、売買代金 5 億 3 千 3 百万円が発生しているとして、当社に対し当該代金の支払いおよびそれに対する遅延損害金の請求の訴えを提起してきたものであります。

これに対して、当社は、原告の主張する取引は存在しなかったものとして全面的に争ってまいりました。

なお、原告は、平成 22 年 5 月 12 日付で開示いたしました社内調査委員会の調査結果のうち、「入金先行取引」を行った仕入先の 1 社（開示資料中の B 社）であります。

この入金先行取引については、その後の社内調査委員会の調査結果によって、商品の荷動きを確認できない実態の無い取引であったことが判明し、当該仕入および売上を取り消しております（第 87 期第 2 四半期報告書および第 87 期第 3 四半期報告書の訂正報告書をご参照ください）。

4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりであり、原告の主張が一部認められました。

- (1) 原告の主位的請求を棄却する。
- (2) 被告は、原告に対し、4 億 5788 万 4000 円及びこれに対する平成 22 年 1 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の予備的請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、これを 10 分しその 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (5) この判決は、第 2 項に限り、仮に執行することができる。

※上記判決の内容は、原告の主張する取引は存在しなかったとの当社の主張を認めたものですが、その存在しない取引について、当社社員も関与したことにより原告が損害を被った、と

の原告の予備的主張である当社の使用者責任を認めたものです。

5. 今後の見通し

裁判所が本判決につき、当社の使用者責任を認めたことは誠に遺憾であり、当社の主張が認められなかった部分については、控訴を行う予定であります。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり確定次第、速やかにお知らせいたします。

以 上